

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定は、この府令の施行の日以後に行われる同項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引について適用する。

2 新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、この府令の施行の日から平成二十八年十一月三十日までの間は「四百二十兆円」と、同年十二月一日から平成三十年十一月三十日までの間は「二百十兆円」と、同年十二月一日から平成三十一年十一月三十日までの間は「百五兆円」とする。